

令和4年4月4日

学生各位

学生担当副学長

太田 圭

本学の課外活動等における当面の対応について

皆さんの日頃の感染拡大防止対策及び課外活動自粛へのご協力について感謝します。

おかげさまで卒業式・修了式は対面方式で挙行することができ、入学式も対面方式で実施できることとなりました。

さて、本学においてクラスターが発生したことや感染者数が多かった等の状況から課外活動については自粛を要請しておりましたが、4月5日(火)から以下の取扱いとします。皆さんと共に新入生を安全に迎え入れてあげたいと思います。

なお、**新入生歓迎等での有志での集団の会食、懇親会等の自粛は強く要請するとともに**、引き続き感染防止対策の徹底への協力をお願いします。

また、引き続き、感染しない、社会に感染を拡大させないためにどうしたら良いのかをしっかりと考え、行動願います。

* 本学での感染例: 会食(個人宅、レストラン等)、カラオケ、部屋に集まってのゲーム など

〈課外活動等の取扱い〉

感染拡大防止に最大限配慮した上で、活動できることとします。

ただし、以下の活動等は自粛を要請します。

- ① **集団での会食、懇親会等**
- ② **「宿泊を伴う活動」**
- ③ **「不特定の者が参加するイベントの開催」**
- ④ **「不特定の者が参加するイベントへの参加」**

※②～④の活動を実行する場合は、「筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」及び「課外活動制限下における団体活動に関する申合せ」に基づく特例許可の申請を行い、許可を得ること。

※所属教育組織から感染拡大防止に関する通知がある場合には、それに従うこと。
特に、医学群の学生については、医学群の感染拡大防止対策を厳守すること。

《引き続きお願いすること》

- 基本的な感染症対策（マスクは正しく着ける/石けん等でしっかり手洗い/3密を避け社会的距離を確保/換気はこまめに/少しでも症状がある場合はすぐに受診を）を徹底すること。
- 食事時のマスク無しでの会話による感染を防ぐため、活動後は直ちに散会し、会食・懇親会は行なわないこと。
- PCR検査等により陰性を確認した上で活動することを推奨します。
- 健康観察記録結果の顧問教員等の責任教員への報告及び活動履歴の管理を徹底すること。
- 学外で活動する際は「学生団体学外行事届」を提出すること。
- 教室、体育施設等の予約に関しては、各管理部局の指示に従うこと。

《発表会等での留意事項》

学内外のホール等のステージ上で発表を行う場合、以下の点にご留意願います。

- ・発表時においても、できる限りマスク又はフェイスシールドを着用すること。
- ・演者間の距離は2 m程度空けること。
- ・演者同志の接触は避けること。発表等において必要がある場合は最小限に留めること。
- ・「大声」での発表は控えること。発表等において必要がある場合はフェイスシールドを着用するか、又は最小限に留めること。

〔参考〕

- [「筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」](#)[「課外活動制限下における団体活動に関する申合せ」](#)
[「課外活動制限下における団体活動に関する申合せに基づく特例許可申請」](#)
[「新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の本人の行動フロー（第3版）（R4.2.4）」](#)
[「団体内に感染が疑われる者」「陽性者」が発生した場合の団体活動について（R4.2.10）」](#)

担当：学生部学生生活課課外教育担当 Tel：029-853-2248、2247 E-mail：gk-kagai@un.tsukuba.ac.jp
--